

【取扱い嚴重注意】

平成23年9月13日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 神藤 正嗣 (担当6)

仁保 智紀 (担当2～5)

平成23年9月13日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

文科省原子力安全課防災環境対策室長 田村 厚雄

2 聴取日時

平成23年9月13日午前10時頃から同日午後12時15分頃まで

3 聴取場所

文科省16階局会議室2

4 聴取者

神藤 正嗣 主査

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

現地対策本部におけるモニタリングの状況
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

田村室長は、3月11日の事故発生後から5月末まで、文科省から福島県に派遣され、国の現地対策本部（3月15日に大熊町のオフサイトセンターから福島県庁に移転）において、放射線班長の任に当たっていた。

2. 事故発生後のモニタリング活動の態様（総論）

国の防災基本計画等によると、事故発生時のモニタリング活動の主体は県であり、国は県が行うモニタリング活動に対して支援や助言を行うこととされている。また、オフサイトセンターに置かれた国の現地対策本部は、県が収集したモニタリング・データを集約・評価する。さらに、15条事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という）20条8項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から現地対策本部長に対して権限の委任が行われ、モニタリング・データの評価結果に基づき、現地対策本部が必要な対応策を策定することとされている。

しかし、今回の事故においては、モニタリング・データの収集は県が中心となって実施していたが、原子力災害対策本部（以下、「原災本部」という）から現地対策本部への権限の委任が行われず、モニタリング・データの評価結果に基づく措置の決定を含め、原災本部が主要な意思決定を行っていた。（当方より、委任が行われなかった理由について問うたところ）その理由は承知していないが、事態の進展が早く、委任を行う時間的余裕がなかったのではないかと私（田村室長）は考えている。

（さらに当方より、委任が行われなかったにもかかわらず、現地対策本部においてヨウ素剤の配布指示や除染基準の設定等の決定が行われているが、これらの決定は法的根拠がないものであったのか、と問うたところ）それらの決定の適法性について、私（田村室長）は断言できない。確かに、避難にかかる指示等の決定は原災本部において行われていたが、ヨウ素剤の配布や除染基準の設定のように、現地の事情を分かっている者が行うことが望ましいと考えられる事項もあったので、原災本部と現地対策本部の間で明示的な取り決めがあったわけではないが、両者の間で自然的に役割分担が行われていたのではないかと。

3. オフサイトセンター（3月12日～15日）におけるモニタリングの態様

（1）モニタリング計画の策定及び測定の実施

国の現地対策本部には機能班の一つとしてモニタリングを担当する放射線班が置かれており、これは国の職員のみから成っている。他方、原災法等に基づきオフサイトセンターに置かれることとなっている原子力合同対策協議会の下にも放射線班が置かれ、これは国、県、指定公共団体等の職員から成っている。

モニタリング計画の策定は、合同対策協議会の放射線班の一員である福島県の職員が、事前に県が策定した緊急時モニタリング計画を参考に、毎日モニタリング計画案を策定

【取扱い厳重注意】

し、それを国の現地対策本部放射線班が了承したうえで、現地対策本部長（池田経産副大臣）、同副本部長（黒木保安院審議官）及び現地対策本部総括班長（山本検査課長）の了承を得て決定した。

モニタリング箇所の選定に当たっては、当初は、地震の影響で県内のモニタリング・ポストがほとんど使えず、また、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による予測データが得られなかったため、幅広く放射性物質の拡散傾向を把握するために、第一原発の北、南、西方向を幅広く巡回して測定することとした。3月12日はモニタリング箇所を地図上にプロットして計画を策定していたが、13日以降は、モニタリング箇所を一覧表に書き出し、その表に基づいてモニタリングを行うこともあった。

3月12日は福島県原子力センターの職員が3班体制でモニタリング・データの収集に当たり、翌13日以降は文科省が派遣したモニタリングカー部隊も加わって、モニタリング・データの収集を行った。文科省が派遣したモニタリング部隊は原子力センターに待機しており、また、具体的にどの地点でモニタリングを行うべきかについて文科省から指示はなかったため、県原子力センターのモニタリング・チームとモニタリング箇所等を調整の上、モニタリング計画を策定し、国の現地対策本部の了承を得た上でデータ収集を行っていた。

（当方より、原子力センター職員へのヒアリングにおいて、「3月13日頃にモニタリング要員は外出しないようにとの指示があったので、以後、モニタリングを十分に行えなくなった」との供述を得ていることを踏まえ、右のような指示の有無について問うたところ）現地対策本部は、そのような指示を出していないと記憶している。3月13日頃から、オフサイトセンター周辺の放射線量が上昇したため、現地対策本部はオフサイトセンター及び原子力センターの職員に外出しないようにとの指示を出したのは確かであるが、モニタリング活動を控えるようにとの指示はなかったはずである。

ただし、モニタリング要員の安全を確保するため、私（田村室長）はオフサイトセンターにいた県原子力センターの職員（XXXXXXXXXX）と協議し、モニタリングの実施に際しては、簡易のサーベイメーターをモニタリング要員が携行することとし、その測定限度である30 μ Sv/h を超える場合には、即座にその場から退避するようにする、との取り決めを行った。

（2）モニタリング・データの分析及び結果の扱い

現地対策本部にオフサイトセンターが置かれていた3月12日から15日にかけて、収集したモニタリング・サンプルは、オフサイトセンターに隣接する原子力センターに置かれたゲルマニウム半導体分析器二台を用いて分析を行った。分析結果は原子力センターで印刷し、同センターの職員がオフサイトセンター放射線班に届けてくれた。

現地対策本部放射線班は、分析結果を受け取ると、オフサイトセンター内で各機能班に共有するとともに、衛星 FAX で、原災本部事務局が置かれた ERC（経産省緊急時対

【取扱い嚴重注意】

応センター) に送っていた。なお、当時、オフサイトセンターでは地震の影響で衛星電話回線1本しか使用できず、ERCへ送付することを優先すべきであると考えていたので、文科省や県庁には送らなかった。

分析結果の公表については、国の防災基本計画等によると、現地対策本部広報班が行うこととなっていたが、事故の影響で現地対策本部にはプレス等は来ていなかったため、現地対策本部から公表は行わなかった(詳細については、当時広報班長を務めていた横田保安検査官事務所長に聞いてほしい)。なお、こうした状況を踏まえ、当時は、ERCから現地対策本部が送付したモニタリング結果の一部を公表していた。

(当方より、6月3日に保安院が公表した3月12日から15日にかけてのモニタリング・データに、炉心溶融の可能性を強く示すテルルが検出されていたことが記載されていることを踏まえ、現地対策本部におけるモニタリング結果に基づく炉心溶融の可能性の認識の有無について問うたところ)テルルが検出された3月12日以前から既に高い濃度のヨウ素及びセシウムが検出されていたため、私(田村室長)は、炉心が損傷しているのは確実であろうとの認識を持っていた。そのため、私(田村室長)は、当時、テルルの検出自体は認識していたが、この事実をもって新たに炉心溶融について強い危機感を持つようなことはなかったし、現地対策本部放射線班内で議論も行われなかったと記憶している。

(当方より、保安院職員へのヒアリングにおいて、「3月11日から15日にかけてのモニタリング・データを公表するよう、ERCから現地対策本部に働きかけたが、現地ではなかなか公表する機運がなかった」との供述を得ていることを踏まえ、初期のモニタリングの未公表データの公表に係るERCと現地対策本部とのやりとりについて問うたところ)5月に入ってから、ERCから現地対策本部に対して未公表データを公表するようにとの働きかけがあった。上記のやり取りは原災本部と現地対策本部の総括班同士でやり取りが行われていたので、詳細は承知していないが、現地対策本部は、「原災法に基づく権限委任も行われておらず、モニタリングは原災本部や文科省本省が中心となっているのであるから、データの公表も中央政府で対応してほしい」と伝えたと聞いている(詳細については、当時、現地対策本部総括班長であった大村氏(ERCからの要請接待時)または原氏(ERCへの返答時)に聞いてほしい)。

(3) その他

(当方より、安全委員会事務局職員へのヒアリングにおいて、「現地におけるモニタリングの実施状況について、3月13又は14日頃に、官邸五階において細野補佐官から森口文科審議官に対して問い合わせがあり、同審議官が現地の状況を急いで確認していた」との供述を得ていることを踏まえ、同審議官から現地の状況の確認があったかについて問うたところ)3月13日か14日頃に、森口審議官から私(田村室長)のところに直接電話がかかってきて、現地でのモニタリングの実施状況を聞かれた。森口審議官からは、「細野補佐官に現地でのモニタリングの実施状況について問い合わせを受けている。

【取扱い嚴重注意】

文科省は県のモニタリング活動を支援するために職員等を派遣しているのだから、彼らをしっかり使って、モニタリングを実施するように」と言われ、これに対し、私（田村室長）は、「派遣要員をしっかり使ってモニタリングを行っている」との回答をした、と記憶している（モニタリングを強化すべき等の話は出なかった）。

（当方より、3月15日に現地対策本部がオフサイトセンターから福島県庁に移転した際に、文科省が派遣したモニタリング要員が乗ってきたモニタリングカーを同センターに置いていった経緯について問うたところ）私（田村室長）には、モニタリングカーを置いていくことについて、事前の相談はなかった。文科省本省とどのようなやりとりがあったのかは承知していないが、当時ガソリンが不足していたため、現場の職員の判断で置いていくことを決めたのではないかと。

4. 3月15日以降のモニタリングについて

現地対策本部は3月15日にオフサイトセンターから福島県庁に移転したが、モニタリング計画の策定過程は、3月15日以前と変わらず、県のモニタリング要員と文科省が派遣したモニタリング要員が事前に相談してモニタリング地点を決定し、それを現地対策本部放射線班が了承していた。

他方、3月16日にモニタリングの役割分担に係る官房長官指示（モニタリング・データの収集・公表は文科省が、収集されたモニタリング・データの評価は安全委員会が、安全委員会が行ったモニタリング・データの評価に基づく対応策の策定は原災本部事務局がそれぞれ行うとされた）を受け、現地対策本部放射線班は、自らの役割は、収集されたデータを一刻も早くEOCに伝えることであると認識し、以後は、ERCに加えて、EOC（文部科学省非常災害対策センター）及び福島県の災害対策本部にもFAXでモニタリング・データを送付するとともに、電話で到着確認を行うようにした。

（当方より、3月15日以降のモニタリング実施に際しての国と県の連携について問うたところ）5月以降だったと思うが、測定データがある程度集まって、県内各地の線量の高低の傾向が分かってくると、モニタリングを重点的に行うべき地点について、国と県の方針の違いが出てきたような印象がある。国としては、高い線量が測定された地域を重点的にモニタリングしたいと考えていたのに対し、福島県は測定された線量の高低に関わらず、都市部や観光地等の人口密集地域を中心にモニタリングを行いたいと考えていた。そのため、計画策定の段階には、こうした見解の違いから、国と県の職員との間で、何度か議論が行われたことがあったと記憶している。例えば、5月頃に、文科省の指示を受け、国の現地対策本部から県の災害対策本部に対して、第一原発から20 km圏内のモニタリングの実施を要請したが、県からは「避難措置によって人がいない地域よりも、実際に人がいる地域を優先的に測定したい」と言って断られたことがあった。

5. SPEEDIの活用及び公表について

現地対策本部がオフサイトセンターに置かれていた3月15日以前、3月12日頃か

【取扱い嚴重注意】

ら、文科省の指示を受けた原子力安全技術センターが、現地対策本部に対し1 Bq/h の単位放出を仮定した SPEEDI 試算結果を送ってくれていた。ただし、右計算結果では、放射性物質の拡散の傾向は分かっても、実際の線量分布は分からないので、現地対策本部においては、特段活用はしなかった。他方、3月14日頃から、現地対策本部放射線班は、原子力安全技術センターに対して様々な仮定を置いた SPEEDI 計算を依頼し、実際のモニタリングによって得られたデータとこれらの試算結果を比較し、次にモニタリングを行うべき地点を特定する際の参考にした。

なお、これら SPEEDI 試算結果については、3月15日以前はオフサイトセンターにプレス関係者が来ていなかったため現地対策本部が広報活動を行っていなかったことや、15日以降も現地対策本部において試算結果を公表すべきとの要望がプレス等からなかったため、現地対策本部から SPEEDI データを公表すべきとの考えは持たなかった。

6. 現地での飲食物のモニタリングの実施及び支援について

モニタリング指針では、初期の緊急時モニタリングとして葉菜、原乳等の採取・検査を実施することとしているが、事故発生当初、現地では、限られた人数で空間線量や大気等のモニタリングを実施しており、葉菜等をサンプリングできるような体制はなく、葉菜等の採取・検査は実施されておらず、実施について議論もなされなかった。

その後、広域で放射線量が上がり、環境の悪化が目に見えて表れてきたので、3月15日、現地対策本部において、飲食物のモニタリングを実施すべきであったが、とりあえず、野菜よりも早く採取でき、また、野菜類の検査の代わりにもなり得る雑草を採取することとした。この日、実施した雑草の検査の結果、高い値が出たので、これについては県や現地対策本部内、東京のERCに情報を伝達した。

また、同日、現地対策本部が県庁に移転した後に、県の原子力安全課、農林水産部、健康福祉部の担当の方が、飲食物の汚染を心配し、現地対策本部の私のところへ国におけるモニタリングの実施を要望しに訪れた。私は、それまで緊急時モニタリングは自治体の役割であると考えていたが、福島事故は事前のマニュアルが通用しない状況であったため、検査に要する費用等のことはあとで相談することとして、国においてもモニタリングを行うことを決め、すぐに日本分析センター XXXXXXXXXX に電話をして、福島県の野菜、水の検査のための検体数を確保するよう依頼し、モニタリングを実施することとした。

福島県での食品のモニタリング計画については、県で策定したものを現地対策本部と県対策本部の原子力班の連名で承認し、その結果はERCを通じて厚生労働省に送付している。

当時、日本分析センターにおいて確保できた検体数は覚えていないが、1～2週間後には、日本分析センターだけで、福島県の食品及び水を対象とするため、1日当たり100～150検体程度を確保していた。

さらに、文科省は、福島県の緊急時モニタリングを支援するため、今年度当初、日本

【取扱い嚴重注意】

分析センターにゲルマニウム半導体検出機を10台増設した。また、県からモニタリングの人手が足りないという要望を受け、日本分析センターからゲルマニウム半導体検出機の使用方法を教えるための職員を福島県に派遣するなどした。

保安院も、JNESの運営交付金を使用し、県にゲルマニウム半導体検出機十数台を貸与した。